

ウイルス対策ソフトウェアライセンス調達業務仕様書

1 業務名

ウイルス対策ソフトウェアライセンス調達業務（以下「業務」という。）

2 業務内容

以下の表に掲げるトレンドマイクロ社のソフトウェアに関するライセンスの調達を行うものである。

名称	種別	数量
TRSL Client/Server Suite	更新	5,500
	追加	33
Virtual Patch for Endpoint	更新	5,500
	追加	33
InterScan for IBM Domino	更新	5,500
	追加	821
InterScan Virus Wall	更新	18,062
ウイルスバスター コーポレートエディション plus	更新	446

ライセンスの種類：ガバメント

3 契約期間 契約締結日から平成30年2月28日まで

4 ライセンスの有効期間 平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

5 納入場所 鳥取県総務部情報政策課（鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階）

6 納入物 ライセンス証書

7 その他事項

（1）権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

（2）資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

（3）かし担保責任

本業務の検査完了後、かしが発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。この規定による受注者の責任は、本業務の検査完了日から15か月以内に請求があった場合に限る。

（4）特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

（5）損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（6）守秘事項

- ア 本業務における納入物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

（7）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

（8）再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務の契約金額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

（9）納入報告及び検査

受注者は、納入物の納入を完了したときは、業務完了後 20 日以内に納入完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

（10）契約金の支払

- ア 受注者は、（9）の納入完了報告が適正と認められた後、請求書を発注者へ提出するものとする。
- イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に使用料を支払うものとする。
- ウ 発注者が、正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ年 2.7 パーセントの遅延利息を発注者に請求することができる。

（11）仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(12) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。